○内閣府告示第二百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び大田原市

二　地域再生計画の名称　活力みなぎる豊かな産業のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大田原市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百二十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県、金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町

二　地域再生計画の名称　「元気とやま」ものづくり産業活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第七十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町

二　地域再生計画の名称　森と里と町をつなぐみちづくりによる金沢北部地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第七十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、小松市及び能美市

二　地域再生計画の名称　安全・安心による魅力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　小松市及び能美市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町

二　地域再生計画の名称　〝あい〟の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　七尾市、輪島市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第八十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　白山市の全域

二　地域再生計画の名称　「自然・文化・観光を連携させた活力ある地域づくり」

三　地域再生計画の区域の範囲　加賀市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び白山市

二　地域再生計画の名称　白山から日本海まで交流・連携・協働による活力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び石川県鳳珠郡能登町

二　地域再生計画の名称　能登町「人・自然・ふれあいのまち」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県鳳珠郡能登町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県及び鯖江市

二　地域再生計画の名称　ＳＡＢＡＥブランドの創造による都会にはない鯖江ならではのまちづくり計画